

ライフステージ別県民の実践項目例

世代区分			①乳幼児期	②学齢期 (小学生・中学生)	③青年期前半 (概ね16歳から25歳)	④青年期後半 (概ね26歳から39歳)	⑤壮年期 (概ね40歳から64歳)	⑥高年期 (65歳以上)
世代区分の特徴			○生涯にわたり生きる力の基礎が培われ、食の体験を広げる ○心身の発達の基盤が形成される ○生活や遊びの充実が子どもたちの身体的・社会的・精神的発達の基盤を培う ○生活の中で興味や欲求に基づいて自ら周囲の環境に関わるという直接的な体験を通して、心身が大きく育っていく	○生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培う ○成長期であり、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせない ○将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼす ○食の体験を深め、自分らしい食生活を実現する	○次世代に食育をつなぐ大切な担い手 ○食の体験を深め、自分らしい食生活を実現する ○家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する	○次世代に食育をつなぐ大切な担い手 ○次世代へ食文化や食に関する知識を伝える ○健全な食生活を実践し、次世代へ伝える ○生活習慣病発症・重症化予防をするための生活習慣を実践する	○次世代に食育をつなぐ大切な担い手 ○次世代へ食文化や食に関する知識を伝える ○健康的な食生活を実践し、次世代へ伝える ○生活習慣病発症・重症化予防をするための生活習慣を実践する	○食を通じた豊かな生活の実現 ○次世代へ食文化や食に関する知識を伝える ○個人差が大きく、高齢者の多くが何らかの疾患を有している ○咀嚼能力の低下、消化・吸収率の低下、運動量の低下により、摂食量も低下する
現状と課題			○社会状況の様々な変化に伴い、家庭や地域における子どもの生活環境や生活経験も変化・多様化 ○食物アレルギーなど一人ひとりの心身の状態に応じた対応が必要となっている ○子どもの食に関する営みを豊かにするためには、家庭とが連携が大切	○朝食を欠食する児童生徒の割合は小学生に比べ中学生が高い ○地域の伝統的な食文化等に関する意識の希薄化 ○情報が社会に氾濫し、食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況	○家庭外での活動時間が増え食環境が大きく変化する ○生活リズムが夜型になるなど、朝食を欠食する人が増えてくる ○栄養バランスに配慮した食生活の実践割合が低い ○若い世代のやせが課題 ○野菜の摂取量が少ない ○仕事の忙しさ等により共食の頻度が少ない ○健康に関することに関心が低い	○仕事や子育て等に多忙な時期 ○やせが課題である一方で、就労等による生活リズムの乱れや、過食や運動不足による肥満が増加する傾向 ○生活習慣の乱れから、生活習慣病を発症・重症化予防が課題となる ○朝食の欠食が多い ○野菜の摂取量が少ない ○仕事の忙しさ等により共食の頻度が少ない ○健康に関することに関心が低い	○仕事や子育て等に多忙な時期 ○就労等による生活リズムの乱れや、過食や運動不足による肥満が増加する傾向 ○生活習慣の乱れから、生活習慣病を発症・重症化予防が課題となる	○高齢者の単身世帯が増加しており、それに伴う、孤食も問題 ○在宅療養者に対する食事支援等、地域における栄養ケアサービスの需要増大が見込まれる ○メタボリックシンドロームの予防からフレイル予防への切り替えが必要 ○低栄養・フレイル予防の実践が必要となる
1	朝食を欠食する県民を減らす	考え方	生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間形成を育んでいく基礎づくりを行う 朝食を毎日食することは、栄養バランスに配慮した食生活や生活習慣を身につける観点から非常に重要					
		実践例	○食事、睡眠等の生活のリズムを整える ○食事のリズムを整える	○朝食を含め3食規則正しく食事をとることの大切さがわかる。	○朝ごはんを含め3食食事をとる ○生活リズムを整える			○フレイル予防のために朝食を含めて1日3食しっかりとる
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を増やす	考え方	家族が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点である 共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え、習得する機会にもなる 仕事と生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)等にも配慮する 地域や所属するコミュニティ(職場等を含む)等を通じて、様々な人と共食する機会を持つ					
		実践例	○家族で楽しく食事をする ○友達など家族以外の人と一緒に食べることを体験する ○食べる楽しみを体験する ○食事のあいさつができる	○日常の食事に興味・関心をもち、楽しく食事することが心身の健康に大切なことがわかる ○食事のあいさつの大切さがわかり、あいさつすることができる ○正しいはしの使い方や食器の並べ方がわかる ○協力して食事の準備や後片付けができる ○マナーを考え、会話を楽しみながら気持ちよく会食することができる	○家族や友人、地域等で会話を楽しみながら食事をする ○家族や仲間と一緒に買い物したり食事を作ったりする食行動をともにする			○家族や友人、地域等で会話を楽しみながら食事をする ○地域の食事会や食のイベントに参加する ○家族や仲間と一緒に買い物したり食事を作ったりする食行動をともにする

ライフステージ別県民の実践項目例

世代区分			①乳幼児期	②学齢期 (小学生・中学生)	③青年期前半 (概ね16歳から25歳)	④青年期後半 (概ね26歳から39歳)	⑤壮年期 (概ね40歳から64歳)	⑥高年期 (65歳以上)
3	栄養バランスに 配慮した食生 活を実践する 県民を増やす	考え方	生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、一人ひとりが栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要 栄養バランスに配慮した食生活を実践し、健康寿命の延伸を目指すため、特に食塩の摂取量の減少、野菜の摂取量の増加が課題					
		実践例	○様々な食べ物を食べる楽しさを味わう ○摂取することのできる食品の量や種類を増やす ○自ら進んで食べようとする ○食事の味や香などを通じて、味覚や嗅覚を発達させる ○うす味を好む ○間食は、量や食べる時間、種類に気をつける	○好き嫌いせずに食べることの大切さを考えることができる。 ○栄養バランスのとれた食事の大切さを理解できる ○体に必要な栄養素の種類と働きがわかる	○主食・主菜・副菜のをそろえた食事をする ○何をどれだけ食べたらよいかわかる ○食塩の摂取量を減らす ○野菜の摂取量を増やす			○1日2回以上、主食・主菜・副菜を組合せて食べる ○いろいろな食品を食べる ○たんぱく質を含む食品をとるように意識する
4	生活習慣病の 予防や改善の ために、ふだ んから適正体 重の維持等に 気をつけた食 生活を実践す る県民を増や す	考え方	生活習慣病の予防や改善には、日頃から望ましい食生活を意識し、実践することが重要である 口腔機能が十分に発達し、維持されることが重要である 健康寿命の延伸のために噛み方や食べる速さにも着目し、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上と関連させることが重要である					
		実践例	○健康のために大切だと感じて、食べ物などに関心をもつ ○食べることへの意欲を育む ○よく噛んで食べる	○自らの健康を保持増進しようとする ○食品をバランスよく組み合わせて献立をたて調理することができる ○自分の食生活を見つめ直すことができる ○望ましい食事の仕方や生活習慣を理解できる ○良い姿勢でよく噛んで食べることができる	○定期的に体重を測定し、自分の体格(BMI)と適正体重を知る ○ダイエットなどによりやせにならないようにする ○ゆっくりよく噛んで食べる	○定期的に体重を測定し、自分の体格(BMI)と適正体重を知る ○ダイエットなどによりやせにならないようにする ○食事の内容や量、間食や飲酒など食生活を振り返り、見直す ○ゆっくりよく噛んで食べる	○定期的に体重を測定し、自分の体格(BMI)と適正体重を知る ○食事の内容や量、間食や飲酒など食生活を振り返り、見直す ○ゆっくりよく噛んで食べる	○定期的に体重を測定し、自分の体格(BMI)を知り、体重や気持ちの変化に気づく ○噛み応えのある食品を食べる ○ゆっくりよく噛んで食べる ○水分補給もしっかりと
5	食育に取り組 む企業を増や す	考え方			従業員等が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし企業の業績向上につながる 従業員等の健康管理と、その一環としての健康に配慮した食生活の実践につながるよう、企業における食育を推進することが重要			
		実践例			○企業等(職場)においても食育が推進され知識を深めることができる ○企業等(職場)においても健全な食生活を実践できる			
6	地場産物を活 用した取組み を増やす	考え方	地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝を育む上で重要 地場産物の消費による食料の輸送に伴う環境の負荷の低減や地域の活性化は持続可能な食の実現につながる					
		実践例	○食べ物への関心を高める ○季節の食材を知る ○食べ物の名前を知る	○食環境と自分の食生活との関わりを理解できる ○食事が多くの人々の苦労や努力に支えられていることや自然の恩恵の上に成り立っていることが理解できる ○環境や資源に配慮した食生活を実践しようとする事ができる	○四季折々の旬の食材を料理に使い、味わう ○地域の気候・風土が育んだ自然の恵みを意識し感謝をすることができる ○食環境と自分の食生活との関わりを理解し、実践できる ○環境や資源に配慮した食生活を実践することができる			

ライフステージ別県民の実践項目例

世代区分			①乳幼児期	②学齢期 (小学生・中学生)	③青年期前半 (概ね16歳から25歳)	④青年期後半 (概ね26歳から39歳)	⑤壮年期 (概ね40歳から64歳)	⑥高年期 (65歳以上)
7	農林漁業体験を経験した県民を増やす	考え方	食に関する関心や理解の増進を図るためには、広く農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供し、農林水産業についての意識や理解を深めてもらうことが重要 こどもの頃の農業体験は、食べ物を大切にする意識や食べ物に関心を持つようになり食べ残しが少なくなる 農林水産業の役割を理解し、自らの課題としてその将来を考え、それぞれの立場から主体的に支えあう行動を引き出していくことが必要					
		実践例	○食に関する体験を積み重ねる ○自分たちでつくったり、地域の人々が育ててくれたりした身近な食べ物の名前や味、色、形などに親しみながら食べ物への興味や関心をもつ ○日常の食事を大切にする ○生命を大切にする気持ちなどを育む	○農林漁業体験活動を行う ○日常の食事が地域の農林水産物と関連していることが理解できる	○農林水産物の生産における様々な体験機会を利用し、農林漁業体験活動を行う ○こどもの学びや生産者のやりがいにつながるよう生産者等と交流する			
8	食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民を増やす	考え方	食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは、環境の負荷を減らし、持続可能な食料システム(フードシステム)の構築につながる 食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取り組むことが不可欠である					
		実践例	○食べ物を大切にする気持ちや、用意してくれる人々への感謝の気持ちを持ち、食の大切さに気付く	○資源の有効利用について考える ○残さず食べたり、無駄なく調理したりしようとするができる ○食料の生産、流通、消費について理解できる ○自分の食生活は他の地域と諸外国とも深く結びついていることがわかる	○食品ロス削減に自発的に取り組む ○食品ロス削減の重要性を理解し関心を持つ ○食品ロス削減に向けた購買行動など食べ残しが発生しないようにする			
9	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている県民を増やす	考え方	四季や地理的な多様性による特色を有し、地域の伝統的な行事や作法等と結びついた豊かで多様な食文化は誇るものであり、地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理を調理し、様々な場面で食べることにより、将来にわたり、着実に料理や味、食文化を次世代へ継承していくことが重要					
		実践例	○行事食を体験したりすることで伝統的な文化に触れる	○自分の住んでいる身近な土地でとれた食べ物や、季節や行事にちなんだ料理があることがわかる ○地域の伝統や気候風土と深く結び付き、先人によって培われてきた多様な食文化があることがわかる ○日本の伝統的な食文化や食に関わる歴史等に興味・関心をもつ	○食育ボランティアが行う料理教室や体験活動等に参加し、地域の郷土料理を理解する ○家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する	○食に対する感謝の念など次世代に伝える ○食育ボランティアが行う料理教室や体験活動等に参加し、地域の郷土料理を理解する ○家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承・伝承する		○食に対する感謝の念など次世代に伝える ○家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を伝承する
10	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する県民を増やす	考え方	健全な食生活の実現にあたっては、食品の選び方や適切な調理・保管の方法等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要					
		実践例	○病気になるように手洗いを丁寧にする	○正しい手洗いができる ○食品の安全・衛生の大切さがわかる ○衛生的に食事の準備や後片付けができる ○品質を見分け、適切な選択ができる	○健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性や栄養等に関する様々な情報を十分に理解し活用できる ○原料原産地表示や栄養成分表示など食品表示を活用することができる			

用語解説

あ行

栄養教諭

「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせるため、食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行された。肥満、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導や、教科等の時間での集団的な食に関する指導等や、学校給食の栄養、衛生管理等を行い、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果がもたらされるとされている。

栄養ケア・ステーション

食・栄養の専門職である管理栄養士・栄養士が所属する、地域密着型の拠点。地域住民や医療機関、自治体、健康保険組合、民間企業、保険薬局などを対象に管理栄養士・栄養士を紹介、用途に応じたサービスを行う。都道府県栄養士会が設置・運営する「ケア・ステーション」と日本栄養士会が認定をする「認定ケア・ステーション」がある。

栄養士

栄養士法に基づき都道府県知事の免許を受けて、保育所・幼稚園、企業、福祉施設などにおいて、栄養の指導に従事する者のこと。栄養士になるためには、厚生労働大臣から栄養士養成施設として指定された学校(大学、短大、専門学校)に入学し、その課程を履修して卒業する必要がある。

栄養成分表示

容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示(栄養成分表示)が義務づけられている。栄養成分表示は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの順で表示され、ナトリウムについては食塩相当量で表示されている。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。倫理的消費ともいう。

SNS(エス・エヌ・エス)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ

人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

エビデンス

英語 evidence を日本語に訳すと「証拠」「根拠」という意味になる。医学・医療の分野では、ある治療法がある病気に対して、安全で効果のあるものなのかどうかを確率的な情報として示す検証結果(根拠)を指す。

オーラルフレイル

老化に伴う様々な口腔の状態(歯数・口腔衛生・口腔機能など)の変化に、口腔の健康への関心の低下や心身の予備能力低下も重なり、口腔の脆弱性が増加し、食べる機能障害へ陥り、さらにはフレイルに影響を与え、心身の機能低下にまでつながる一連の現象および過程のこと。

か行

環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)

環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るもの。

管理栄養士

栄養士法に基づき厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養などの高度な専門知識及び技術を要する栄養の指導、特定多数の人に対して継続的に食事を供給する施設における特別な配慮を必要とする給食管理などを仕事とする者のこと。管理栄養士になるためには、栄養士の資格を所持したうえ、「管理栄養士国家試験」に合格する必要がある。

岐阜県健康増進計画(ヘルスプランぎふ 21)

健康増進法第8条に基づき、同法第7条第1項に規定される「国民の健康の増進の総合的な

推進を図るための基本的な方針に基づく国民運動(健康日本 21)」を踏まえ、県民の健康寿命の延伸を目指し、健康づくりに関する取組みと目標を定めるもの。

岐阜県食品安全行動基本計画

岐阜県食品安全基本条例(平成16年4月1日施行)第20条に基づき、食品等の安全性の確保と食品に対する安心感の向上に関する施策の方向性や指針、具体的な行動目標を定めるもの。

ぎふ農業・農村基本計画

岐阜県の農業・農村が直面する課題に対応するため、県が重点的に取り組む施策を示すための計画。県の農業・農村振興に関する計画の最上位に位置付けるもの。

GAP(Good Agricultural Practices:農業生産工程管理)

農産物(食品)の安全を確保し、より良い農業経営を実現するために、農業生産において、食品安全だけでなく、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。

共食(きょうしょく)

共食をする(誰かと一緒に食事をする)ことや孤食(ひとり食べ)をしないこと。

“誰か”には、家族全員、家族の一部(親など)、友人などが含まれる。

グリーンツーリズム

農村地域において、自然・文化・人との交流を楽しむ余暇活動のこと。

健康経営

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。※健康経営は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標。

さ行

食育月間

毎年6月を「食育月間」とし国の第4次食育推進基本計画に定められている。月間期間中に、各種広報媒体、行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、一層の充実と定着を図っている。

食育 SAT システム

フードモデルを選んでセンサーに乗せるだけで、栄養価計算とその食事のバランスがチェックできる、『体験型』栄養教育システム。

食育の日

毎月 19 日を「食育の日」とし、家族そろって楽しく食卓を囲むことなどを呼び掛ける日。

食生活改善推進員

市町村で開催される「食生活改善推進員の養成講座」を受け、修了したのちに「市町村食生活改善推進員協議会」に自ら入会して会員になった者。食生活改善推進員協議会は、市町村、保健所、都道府県単位にあり、全国に組織されている。

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、地域における食育推進の担い手として、子どもから高齢者まで食事バランスガイドの普及・地産地消・郷土料理や行事食、食文化の継承など食育活動を実施している。

食に関する指導の手引き(文部科学省)

食育基本法、学校給食法、学校教育法に基づく学習指導要領等を踏まえ、学校における食育を推進する観点から、学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、食に関する指導の基本的な考え方や指導方法、食育の評価について示すもの。

食品表示法

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度。平成27年4月に施行され、具体的なルールは「食品表示基準」に定められている。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。食品ロスの中には、手付かずの状態ですべて捨てられている食品もある。また、食品ロスの約半分は家庭から発生している。

食物アレルギー

食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等(アレルゲン)を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで不利益な症状を起こすこと。

食料自給率

日本の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標。熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがある。

た行

地産地消(ちさんちしょう)

地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながるもの。また、消費者、生産者をつなげる取組みである。

調理師

調理師法に基づき都道府県知事の免許を受けて、調理の業務に従事することができる者のこと。調理師になるためには、都道府県知事の指定する調理師養成施設において必要な知識及び技能を修得する、若しくは調理の業務に従事した後、調理師試験に合格する必要がある。

低栄養

栄養素の摂取が生体の必要量より少ないときに起こる体の状態。健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態を指す。

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査は、医療保険者(健康保険組合や国民健康保険等)が実施主体となり、40～74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象として行われる健診。腹囲の計測など、「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」の該当者や、その予備群を発見することを目的とした検査項目が導入されている。

特定保健指導は、特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による効果が多く期待できると判定された人に対して行われる健康支援。一人ひとりの身体状況や生活環境などに合わせて、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活習慣を見直すためのサポートを行う。

な行

ナッジ

ナッジ(nudge)は「そっと後押しする」という意味。選択の余地を残しながらより良い方向に誘導する、または最適な選択をできない人だけをより良い方向に導くこと。

日本型食生活

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせ、バランスに優れた食生活のこと。

日本人の食事摂取基準

健康増進法(平成14年法律第103号)第16条の2の規定に基づき、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を厚生労働大臣が定めるもので、5年毎に改定が行われる。

は行

8020(ハチマル・ニイマル)運動

80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動。平成元年(1989 年)に厚生省(当時)と日本歯科医師会が提唱して開始された。

BMI(Body Mass Index / ボディ・マス指数 / 体格指数)

「体重(kg)」÷「身長(m)の2乗」で算出される値。肥満や低体重(やせ)の判定に用いる。日本肥満学会の定めた基準では18.5未満が「低体重(やせ)」、18.5以上25未満が「普通体重」、25以上が「肥満」で、肥満はその度合いによってさらに「肥満1」から「肥満4」に分類される。BMI が22になるときの体重が標準体重で、最も病気になりにくい状態であるとされている。

PDCA サイクル

「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」という一連のプロセスを繰り返すことで、業務の改善や効率化を図る手法のひとつ。一連の循環を繰り返すことで継続的に成長していくことを目指す。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品など、品質に問題がなく、本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動のこと。

フレイル

要介護状態に至る前段階として位置づけられ、身体的虚弱性のみならず精神・心理的虚弱性や社会的虚弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

ま行

メタボリックシンドローム

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。ウエスト周囲径(おへその高さの腹囲)が男性 85cm・女性 90cm 以上で、かつ血圧・血糖・脂質の3つのうち2つ以上が基準値から外れると、「メタボリックシンドローム」と診断される。

ら行

リスクコミュニケーション

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換すること。関係者が会場などに集まって行う意見交換会、パブリック・コメント(意見聴取)は双方向性であるが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションの取組みに含まれる。

6次産業化

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。6次産業化とは、農業を1次産業としてだけではなく、加工などの2次産業、さらにはサービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

ローリングストック

普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことを、仕事と生活の調和が実現した社会としている。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のそう瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会には氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り

組んでいくことが我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度のそう瘦身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（食育基本法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○岐阜県食育基本条例

平成十七年十二月十五日条例第九十三号

岐阜県食育基本条例をここに公布する。

岐阜県食育基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 施策の基本となる事項(第十二条—第十九条)

第三章 施策の推進(第二十条—第二十二条)

附則

近年の社会経済情勢のめまぐるしい変化に伴い、日々の忙しい生活を送る中、私たちは、毎日の「食」の大切さを忘れがちになっている。人々の暮らしにおいては、食生活をめぐる環境の変化により、栄養の偏りや不規則な食事が原因となって、肥満や生活習慣病の増加など様々な問題が生じている。

このような状況の下、すべての県民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと豊かに暮らすためには、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら健全な食生活を実践することができる人を育てる食育を推進する必要性が高まっている。

食育とは、「食」を通して生きる力を育むことであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことは、県民にとって最も大切な願いの一つである。

このため、家庭、学校、保育所、医療機関、農林水産業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等食育に関わるすべての関係者が、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であることを認識し、相互理解を深めながら、それぞれの立場で食育の推進に努力していく必要がある。

ここに、すべての県民の参加と協働により、食育の推進を図り、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食育が心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であるという認識の下に食育の推進に関する基本方針を定め、並びに県の責務並びに県民、教育関係者、農林水産業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「教育関係者」とは、教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する団

体をいう。

2 この条例において「農林水産業者」とは、農業(畜産業を含む。)、林業又は水産業を営む者及び農林水産業に関する団体をいう。

3 この条例において「食品関連事業者」とは、食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供(以下「食品関連事業」という。)を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。
(基本方針)

第三条 食育の推進は、食に関する知識及び食を選択する力を習得することにより、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

2 食育の推進は、伝統的な食文化及び地域の特性に十分配慮した上で、地域と調和のとれた食料の生産と消費を目指すことにより、地域の活性化及び食料自給率の向上に資することを旨として、行われなければならない。

3 食育の推進は、県民、関係団体等の自発的意思を尊重するとともに、県、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等すべての関係者の連携と相互理解の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本方針にのっとり、岐阜県食品安全基本条例(平成十五年岐阜県条例第七十五号)に基づく施策との連携を図りながら、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、食育において、家庭が重要な役割を担っていることを認識した上で、食に関する知識を深めるとともに、家庭、職場及び地域社会において、自ら健全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第六条 教育関係者は、食育における教育の重要性を認識した上で、あらゆる機会と場所を利用して、それぞれの分野において、積極的に食育の推進を図るよう努めるものとする。

(農林水産業者の役割)

第七条 農林水産業者は、食育における食料生産の重要性を認識した上で、安全な食料の供給を行うとともに、様々な体験活動等を通じて、県民の自然の恩恵についての理解や食に対する感謝の念が深まるよう努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第八条 食品関連事業者は、食育において、食品の安全性の確保が健全な食生活の基礎であることを認識した上で、食に関する幅広い情報の開示を行うとともに、安全な食品の提供を図るよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第九条 県は、食育の推進に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(国等との協力)

第十条 県は、食育の推進に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。

2 県は、食育の推進を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 施策の基本となる事項

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第十二条 県は、家庭、職場及び地域社会における食育の推進を図るため、管理栄養士等と連携しながら適切な栄養管理に関する知識を普及し、食育に関する専門的知識を有する者を養成し、食に関する理解を深めながら親子で食を楽しむ機会を提供する等により、県民の健全な食習慣の確立がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(学校、保育所、医療機関等における食育の推進)

第十三条 県は、学校、保育所、医療機関等における効果的な食育の推進を図るため、栄養教諭、栄養職員、管理栄養士等を適切に配置し、及び医師、歯科医師等と連携しながら食と健康に関する知識を更に高めるとともに、教育の一環として積極的に農場における実習等に取り組み、食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うこと等により、県民の心身の健康を確保するよう必要な措置を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進)

第十四条 県は、生産者と消費者との交流の促進等により、両者の信頼関係を構築するとともに、消費者の生産者に対する感謝の念や理解を深めつつ、相互の連携が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業の活性化及び農林水産業者への支援)

第十五条 県は、安全な食料の安定的な供給の重要性を認識するとともに、農林水産業の活性化を図るため、生産基盤の整備を推進し、及び農林水産業者の経営基盤の強化を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の促進)

第十六条 県は、それぞれの地域で生産された農林水産物の学校給食における利用の推進等により、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(食文化の継承のための支援)

第十七条 県は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進し、及び優れた食文化を引き継ぐための活動を支援するよう必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進に関する普及啓発)

第十八条 県は、効果的な食育の推進を図るため、関係者相互の意見及び情報を交換する

会議の開催等により、その普及啓発を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第十九条 県は、食育の推進のための施策の策定に当たっては、その施策に関する情報を県民に提供し、並びに県民が意見を述べる機会を設けることにより、その施策の策定の過程における公正性及び透明性を確保するとともに、その施策が県民の意見を適切に反映したものになるよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 施策の推進

(推進体制の整備)

第二十条 県は、食育の推進に関する施策を積極的に実施するための体制を整備するものとする。

(基本計画)

第二十一条 知事は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、岐阜県食育推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する目標

二 食育の推進に関する施策の方針

三 食農教育の推進に関する施策

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定め、又は変更するに当たっては、県民、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告等)

第二十二条 知事は、議会に対し、毎年度、県が食育の推進に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を、毎年度、公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。